

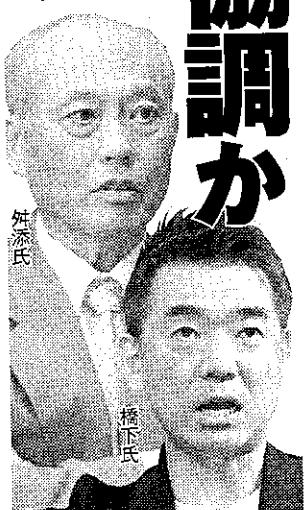
徹底討論 対決か協調か

元徴用工たちに

「誰が賠償金を払うべきか

橋下徹
ます もと とおる
元大阪市長・弁護士

前東京都知事
国際政治学者



橋下氏

舛添氏

舛添 私は三十年ほど前から国際政治学者として韓国に興味を持ち、足繁く通つてきました。国会議員時代は日韓議員連盟の幹事も務めました。そうした経験も踏まえて戦後の日韓関係を考えると、まさに史上最悪の状態です。昨年十月のいわゆる「徴用工判決」を発端として、今年八月には日本政府が韓国を貿易管理上の優遇措置の対象となる「ホワイト国」からの除外を決定。それを受けた韓国政府はGSOMIA（軍事情報包括保護協定）の破棄を通告し、歩み寄りの糸口は見えません。

日韓双方がお互いに罵りあうような状況で、いわゆる「応援団」的な運動体やメディアがそれに拍車をかけている。かつて金大中大統領は、左派ではあっても日本への深い理解がありました。それがここまで認識のギャップが拡大したことに、驚きを禁じえません。

橋下 身も蓋もない話かもしませんが、日本でここまで問題が炎上したのは、戦後の「歴史教育」が大きく影響していると思います。僕や舛添さんの世代は、幼い頃から「戦争中、日本は韓国に対して酷いことをやった」という自虐史観を徹底的に叩き込まれてきた。それが大人になるにつれ、日韓併合や竹島について現実を知るようになり、「韓国の主張は何かおかしいぞ」という気持ちになってくる。日本国民としてのプライドが高まる中で、韓国に対して感情的なものが鬱積してきた。それが徴用工判決によって一気に爆発したというのが、現在の状況だと思います。

舛添 だからこそ今、教育も含めて、日韓両国の国民が冷静に日韓の歴史を見直すことが求められています。そこで今日は、日韓関係悪化の発端となつた「徴用工問

題」について主に取り上げ、問題解決の糸口を議論していきたいと思つています。

日本の最高裁も「個人の請求権」を認めた

舛添 まずは徴用工問題を振り返つておきましょう。

盧武鉉政権時代の一〇〇五年頃から、第二次大戦中に強制労働させられた朝鮮半島出身の元徴用工たちが複数の日本企業を相手に損害賠償を求める訴訟を起こす動きが出始めます。ただ、一九六五年の日韓基本条約・日韓請求権協定で、日本側は経済協力金という名目で韓国に対して無償三億ドル、有償二億ドルの融資をおこない、その代わり韓国側は対日請求権を一切放棄するという形で決着がついたはずでした。実際、韓国の地裁や高裁では日本企業の賠償責任を否定する判決が出していました。

ところが昨年十月、韓国の大法院（最高裁）が日本製鉄（旧・新日鐵住金）に対して、原告一人当たり一億ウォン（約一千万円）の支払いを命じたのです。大法院で元徴用工の請求権を認める判決が出たのは初めてのことです、両国に衝撃が走りました。

橋下 徹用工判決が出た際、日本政府や日本の識者たちが一齊に持ち出したのが、まさにこの日韓請求権協定

でした。韓国国民の請求に関する「完全かつ最終的に解決した」という文言を挙げて、韓国を非難した。要するに、「あれでもう全部終わつたじゃないか。なのに、まだ支払えどいのか。厚かましい」という論理です。

たしかに僕も日本側が韓国国民に補償する必要はないと考えます。しかし、元徴用工の「個人請求権」までを完全否定するのは大きな間違いです。

なぜかと言えば、法的な論理では、政府どうしの約束事によって、政府とは法的には別主体である国民個人の請求権を消滅させることはできないからです。だって、日本とアメリカの両政府が僕の知らないところで勝手に話し合いをして「橋下の権利をなくすことにする」なんて決められたら、たまたまものじゃないですよね。元徴用工の方々が裁判を起こして、自身の請求権を主張するというのは、ある意味、当然の権利なのです。つまり日本請求権協定は、基本的には政府同士の請求権を消滅させるものでした。

舛添 一九九一年八月の参議院予算委員会や、一九九三年五月の衆議院予算委員会でも、当時の外務省条約局長が、韓国国民の個人の請求権については「存在し得るもの」だとし、消滅させるものではないという主旨の答弁をおこなっています。

もう一つ、参考になるのが二〇〇七年の「西松建設裁判」です。これは中国人の元徴用工が、過去の強制労働について損害賠償請求をおこしたもので。ただ、一九七二年の日中共同声明で中国は「中国政府は両国の友好のために戦争賠償請求権を放棄する」と明言していました。

そのため最高裁は請求については棄却したものの、強制連行の事実や、元徴用工が精神的・肉体的な苦痛を受けたという事実は認めました。それを受けて二〇〇九年十月二十三日に和解が成立。西松建設が被害者に謝罪し、二億五千万円を補償などのために社団法人に寄託しています。

橋下

当時、最高裁は「和解的条約があつても被害国民の個人的請求権は消滅しないし、時効消滅もない。

ただし民事裁判では権利を実行できないので、裁判外において被害国民を救済するように関係当事者は努力すべき」という判決を出していますね。つまり個人の請求権の存在については認めるけれども、民事裁判での実行は不可能というのが日本の司法の論理です。

そして今回、韓国側が巧みだったのは、韓国の裁判所に日本政府ではなく日本企業を訴えたことです。国際法には「主権免除」という法的理屈があり、これは自国の

裁判所において外国の政府を訴えることは出来ないといふものです。元徴用工たちは日本企業を訴えることでそこをうまくすり抜け、勝訴判決を勝ち取ったわけです。

「自國政府が自國民に補償する」

橋下

そもそもなぜ徴用工問題がここまで揺れたかというと、日韓基本条約と日韓請求権協定の手続きに問題があつたと言えます。弁護士的な視点から言えば、このような協定を結ぶときは両政府と両国民を入れた「四者和解」をすべきです。国民個人の権利の清算ができるのは、その国民個人だからです。

しかし損害を被った国民は莫大な人數が存在するので、一人一人を当事者として参加させるわけにはいきません。そこで双方の政府が国民を代表する形で、彼らの権利を清算したため、当事者不在で事が進んでしまった。さらに政府は、難しい問題については「曖昧なままで棚上げする」という外交テクニックで乗り切っています。そこで政府は、難しい問題については「曖昧なままにして棚上げする」という外交テクニックで乗り切っています。そこから政府は、韓国が蒸し返して

舛添 暖昧にされたものの一つは、日本からの経済協

力金の使途ですね。日本政府は「無償の三億ドルについては全て、徴用工など個人からの請求への支払いに充てるべきだ」と韓国政府に主張していました。当時の大統領は朴正熙でしたが、三億ドルのうち一部を補償に充てたものの、残りの九五%は国内のインフラ整備などに使つてしまつた。そのおかげで韓国は「漢江の奇跡」と呼ばれる経済成長を実現できたのですが……。

橋下 日本国政府は、韓国政府が被害を受けた韓国民にお金を十分に行き渡らせる枠組みをつくるところまで確認すべきだったのに、韓国国民へのお金の配分については韓国政府に丸投げしてしまつた。四者和解の原則論からすると、この詰めが甘かつたですね。

舛添 そこでお金を受け取ることが出来なかつた人々が今、声をあげているという状況になつてゐる。日本からしたら「ちゃんと手当てをあげたのに、それをきちんと配分しなかつた韓国政府が悪い。だから私たちとは関係ないよ」という考えになるのですが。

橋下 もう一つのミスは、日本政府が韓国政府に渡したお金が「何に対するお金なのか」を曖昧にしたことですね。日本は韓国と戦争をしたわけでもないし、日韓併合は合法という立場をとつています。したがつて日本の植民地支配による賠償金は請求権協定の対象外になつてい

る。韓国大法院の徴用工判決はそこをうまく突いて、「日本の違法な植民地統治についての責任はまだ清算されていない」という論理を展開しているのです。

舛添 ここまでボイントを要約すると、今回の韓国大法院の判決の要点は、「元徴用工たちの日本企業への請求権を認めた」ということです。そして日本の最高裁も「個人の請求権については消滅しないことを認める」という立場を過去に示している。ですから個人請求権についての考えは日韓で一致しているのです。その部分を大前提とした上で、話を進めていくべきです。

橋下 この件に関しては「韓国の司法がおかしい」という指摘もありますが、韓国も三権分立が確立されている民主国家である以上、その司法の判断は尊重せざるを得ません。向こうのメンツは立てつつも、日本側には実損が出ない解決策を模索していくのが国家としての正しい対応でしよう。

舛添 おっしゃる通りで、韓国の司法判断を受け入れた上で、誰がどうやって補償をおこなうのかということを議論していかなければなりません。結論から先に言うと、元徴用工たちの請求先は「日本政府・企業」ではなく、「韓国政府」であるべきなんです。それこそが、日韓請求権協定の主旨でした。

橋下 その通り。しかしこの点については韓国人のみならず、日本人も大半が正しく理解できていない。なぜなら、世界の先進国と比べても日本人は「戦時被害の国民補償」についての意識が限りなく低いからです。

戦争によって民間人が受けた被害——例えば空襲で家を焼かれた、命を落としたとか——に対する補償を自国の政府に求める権利は、多くの先進国で認められています。ところが日本は一九四五年の敗戦によって一億全国民総懲悔の状態になり、「戦争で国民皆が被害を受けたんだから、その被害については皆で我慢しなければならない」という受忍論に帰着した。そのため、「補償意識」を心の奥底に押し込めてしまったのです。

舛添 軍人の補償については国際法が整えられていますが、民間人の補償は日本では聞きましたね。

橋下 原爆、シベリア抑留、沖縄戦の三つは例外で、民間人への補償が認められてきました。しかし本来は、被害を被つた国民は全て補償を受ける権利を持たなければなりません。ただし、純粹な加害者（相手国）が補償を行ふのではなく、被害国（自国）が被害を受けた自国民に補償を行うことが原則になります。

戦勝国の国民についても、戦争の被害については日本が補償するのではなく、戦勝国である自国政府が補償を

することになっています。

例えればアメリカでは一九九九年、第二次世界大戦中の強制労働について、元米兵が日本政府を訴えるという動きが盛り上がったことがあります。その流れでカリフオルニア州が、個人の補償を日本側に請求できるようになる州法をつくつたんです。しかし、アメリカの連邦裁判所は「待つた」をかけ、州法を憲法違反とするなどして、個人補償を否定しました。

補償法は武力行使のストッパーになる

橋下 「自国政府が自国民に補償する」という原理原則は、残念ながら日韓両国民にしっかりと浸透していない状態です。徴用工問題解決の糸口の一つは、日韓両政府がこの原理原則を「実践」していくことです。つまり、日韓両国で「戦時被害についての一般補償法」を成立させ、過去に遡って、自国民に対する補償をやっていく。そうすることで、日韓両国民にこの考えを共有させていくしかないでしょう。

舛添 ただ、補償法をつくるとなると、霞が関は大反対するでしょうね。国家が賠償をおこなうとなると、財源と法律の面で、財務省と法務省が絡んでくる。私が厚

労大臣の時も様々な補償問題を片付けようとしたのです
が、主にその二省との戦いになりましたからね。うちの
手足は三流官庁だったから、法律論争をやると向こうが
強すぎて必ず負けてしまった（笑）。

橋下 でもね、舛添さん。戦時被害の一般補償法とい
うのは、安全保障の面でも絶対に必要になつてくるんで
すよ。アメリカが世界の警察の役割を降りると明言した
以上、日本はこれから自分たちの防衛力を高めていかな
くてはならない。そうなると国民への一般補償法は“車
の両輪”としてますます必要になつてくるんです。補償
法があれば、いざ武力の衝突になると、国家は莫大な補
償金を払わなければならない可能性が出てくる。だから
こそ、補償法には憲法九条と同じく、武力行使のストッ
パーとしての効果があるのです。

そのため、戦時被害の一般補償法は、世界の先進国の
ほとんどで整備されています。世界を味方に付けるため
に、日本は一刻も早く同法を成立させるべきでしょう。

対韓輸出規制がブーメランに……

舛添 それにもしても、徵用工判決が出てからの日本政
府の対応は非常にお粗末なものだと思います。

日本政府は今年七月、半導体などの材料三品目につい
て韓国に對して輸出規制をおこなうことを決めました。
政府は「安全保障上の懸念」によるものと発表していま
すが、経済報復というのが見え見えですよね。これが韓
国の反感を買つて、日本製品の不買運動が起きている。

橋下 全くその通りです。一連の政府の対応は、喧嘩
の仕方としては明らかに稚拙。本当に安全保障に差し障
りがあるのなら、もちろん輸出手続きの厳格化をすれば
いい。でもそれって徵用工問題の解決には……。

舛添 全く役に立たない。

橋下 そうなんです。最初は韓国国内で差し押さえら
れた日本企業の資産売却を牽制するために始めたことな
のに、差し押さえられた資産の価値以上の経済的損害が
拡大してしまっている。これでは本末転倒です。

舛添 私の郷里は福岡ですが、九州は韓国と距離が近
いため、かなり影響が出てきていますね。福岡・釜山間
の高速船がガラガラになつていますし、大分の別府温泉
も全く人が来ていないらしい。大阪も大変でしょう？

橋下 関空も週六十四便の減便と聞きましたね。

舛添 半導体材料の輸出規制については参院選の前だ
ったので、「保守層の票固めもあるのかな」と納得でき

る部分もあった。しかし参院選後もスタンスを変えず、ホワイト国除外に踏み切ったので、これはもうとんでもないなと思つていたのですが、国内では「よくやつた!」という賞賛の声が強いですね。そういう空気が日本全体を支配しつつあるのは恐ろしいものがあります。

報復合戦は日韓両国のためになります。

橋下 とはいへ、このままいくと早ければ年末には、韓国が差し押さえた日本企業の資産が売却・現金化される見通しです。日本企業に実害が出てくるとなると、やられっぱなしというわけにはいかず、喧嘩は避けられない。僕はいざ喧嘩をするなら、「勝ち」を目指したい。

外務省は最近、「徴用工判決に基づく差押えやその現金化によって韓国国内の日本企業に実害が出れば、日本政府は国際法に基づいて韓国側に損害賠償請求ができる」という見解を発表しました。

そこで提案したいんですが、実際に現金化が実行され、日本企業が損をしたら、それと同額分だけ、日本国内の韓国企業の資産を差し押さえるはどうでしょう。どの韓国企業を対象にするかなどは今後詰めるとして。つまり、元徴用工が韓国国内の日本企業から賠償金をとっても、実質的には日本国内の韓国企業からお金をとつて構図になる仕組みを作る。そうすれば日本企業は損

をしないし、韓国側も賠償金をとるのが馬鹿らしくなってやめるのではないでしようか。

舛添 なるほど……。しかし、徴用工問題とは全く関係のない韓国企業からお金をとるために、どう理屈をつけるかですね。そう簡単じやないでしよう。

橋下 そこの理屈を考えるのが政治家の仕事でしょう。もちろん韓国企業は日本の裁判所に不当だと訴えるでしょうが、その判断は司法に任せるとしかありません。輸出手続きの厳格化という徴用工問題の解決には何ら結びつかない喧嘩をするくらいなら、これくらい思い切った行動をとるほうがいいと思います。

舛添 その喧嘩をする手前の話になりますが、先ほど橋下さんが提案されたように、韓国に「韓國国民への補償は韓国政府がおこなうものだ」という理論を突きつけたことの代償を、韓国政府に払えというのは何事か!」と逆上されて終わってしまう気がするんです。

橋下 そうですか。

舛添 となれば、日本側の一定の譲歩も必要になつて

くるのではないでしようか。

ひとつ発想の転換のヒントとして、私が戦後補償に携わった時の経験をお話ししましょう。厚労相時代、私は、何とか原爆症の認定を巡る集団訴訟を終わらせたいと考えていました。

○七年十月、韓国在住の在外被爆者の方が面会に来られ、「日本人と同じように補償をしてほしい」とお願いをされた。在外被爆者の方にとって、日本で訴訟を起こし、裁判を続けるのは大きな負担になる。そこで私は、○八年になって、「提訴さえあればすぐに和解し、一人あたり百十萬円の賠償金を支払います」と表明しました。訴訟さえ起こせば、迅速に和解し、賠償金が支払われるというスキームを示したのです。実際、大阪など各地で提訴が相次ぎ、約四千人が和解できました。民事訴

訟での解決は不可能であつても、政府が裁判外で何らかの手立てができる余地はあるのです。

橋下 ただ、提訴してくれと言つてしまふと、日本の弁護士が「被害者募集!」と大々的に運動を始めるのではないかでしようか? 消費者金融の過払い訴訟のように。

財団を『クッショーン』として利用する

舛添 そこで私が提案したいのが「財団」を設立し、そこの拠出金から賠償金を支払うというスキームです。財団については今年六月、韓国政府から「韓国企業と日本企業が拠出しあう」という形で設立の打診がありましたが、日本政府は拒否しています。

それでは、日韓両政府と訴えられている日本企業の三者からなる財団はどうでしょう。韓国政府を引き入れたうえで、名誉総裁には韓国人であれば誰もが尊敬する人物を据える。そうやって積極的に韓国を巻き込みつつ、日本側がイニシアチブをとれれば、請求権協定にも違反しません。

橋下 なるほど。僕たち二人の共通点としては、個人の請求権については認めるということですね。違つてくれるのは、自國政府が自国民に補償するという原則原理を

どこまで追求するのかということ。僕は、韓国の司法は尊重しつつも、韓国内の日本企業が差し押さえられた資産が現金化されたら、その分を韓国側から取り返す。つまり、あくまで日本側はお金を出すべきではないと考えているのですが、舛添さんはそこを柔軟にやろうと?

舛添 徴用工に関しては、会社が募集をおこなったうえで雇つたという経緯があるので、日本企業にも責任の一端がある。それを考えると、ジェスチャーとしてでもいいので企業はお金を出すべきだと思います。

あるいは、こんなやり方もあります。ある日本企業が賠償金を支払う際、韓国政府が賠償金と同額分だけその

企業に免税措置を与えるべきです。たとえば企業決算の際に賠償金を損金として控除できれば、その分、日本企業が韓国に支払う金額は減ることになります。

橋下 それはある意味、僕の考え方と似ていますよ。日本企業の損害を韓国政府が何らかの形で補償する

と

いう。

舛添 しかしそれだと、韓国政府の補助が直接的な形で見えすぎてしまい、韓国国民から反感を買うことになります。日本企業は何の痛みもないじゃないか」と。そこで「財團」という「グッショーン」を入れれば、韓国側の気持ちをある程度は緩和させることが出来るの

ではないでしょうか。

例えばある日本企業が一億円の賠償金を支払うことになつた際、財團経由で払うことにする。そうやって一時的には日本企業に支払いを義務付けますが、その拠出金については税法上の一定の優遇措置をとれば……。

橋下 いつたん日本企業が支払うが、税優遇で日本企業は損害が出ない。結局は、韓国政府が韓国国民に補償していることになるのですが、それを見えていく形にすることは、まさに知恵ですね。ただそのような交渉をするにしても、日本国内の韓国企業の資産の差し押さえをやつてプレッシャーをかける必要があると、僕自身は思



ヒガシマル

おいしさをずっと、四〇〇年。



播磨の名水とくちじょうゆ発祥の地
兵庫県たつの市ヒガシマル醤油株式会社

いますがね……。

舛添 過程については議論の余地があるにせよ、そういう“屁理屈”をシステム的に作ってしまうという手もあると思うんです。

日本は朴槿恵政権時の二〇一五年、日韓慰安婦合意を交わして「和解・癒し財團」を設立しました。それが今年、文在寅政権によって解散させられたという苦い経験があります。そのトラウマがあるのは承知の上ですが、皆が少しづつ痛みを持ち寄って土俵に上げ、痛み分けが出来ないかと思うんです。それすら実現できないのであれば、将来の日韓関係は絶望的なものとならざるを得ないなと思っていますね。

最終的には国際司法裁判所で、
橋下 個人的な話になりますが、うちの子供は一番上が二十三歳、下が十二歳で、みんな韓国が大好きなんですね。休日なんて朝から晩まで、「T W I C E」のメニュー

無邪気になれるのでしょうか。
でも、それでいいと思います。僕は、自分の子供を含めた未来の世代には、これ以上の加害者責任は負わせたくないと思っているんです。安倍晋三首相は戦後七十年談話で「あの戦争には何ら関わりのない、私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに、謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません」と述べましたが、全くその通りです。ただし、政治家はその宿命を負うべきで、過去の歴史について反省と謝罪を含めたきちんととした対応をとり続ける姿勢が必要だと思っています。

舛添 私はドイツの国家としての姿勢を非常に尊敬しているんです。戦争やユダヤ人の虐殺が、たとえナチスという特殊な時代の蛮行であつたとしても、一貫して周辺被害国への謝罪を続けてきました。先日ポーランドで開催された第二次大戦勃発八十年追悼式典には、メルケル首相が参加していました。一方、日本の総理が韓国の独立記念日の式典に参加するなど、聞いたことがないですね。

橋下 司法の世界において個人どうしが和解をする場合でも、法廷での態度は重要な要素ですが、政治の世界における国家どうしの和解ではなお一層その国の政府の誠意ある態度、振る舞いが重要になると思います。頭の

下げ方にもいろいろあって、その方法は式典への参加もある。しかし安倍政権は「徴用工問題は日韓請求権協定で全て解決している」と突き放した態度を繰り返し、文在寅も日本を敵視するばかりです。

舛添 徹用工問題の負債を未来世代に残さないためにも、政府首脳は言動を改める必要がありますよね。

私は徴用工問題を最終的に解決するには、オランダ・ハーグの国際司法裁判所（ICJ）に持ち込んで決着をつけるしかないと思っているんです。

橋下 僕も、最終結論はそこなんです。このまま両国でやり合っても、双方に損害が拡大するだけです。第三者機関を入れるしかないですね。

舛添 ICJでの解決例としては、先ほど話題に出したドイツが大変参考になるので引用させてください。実は日本と韓国との関係は、ドイツと周辺被害国の関係と似たところがあるのです。

舛添 ドイツは第二次世界大戦中のナチス・ドイツの占領に關して周辺国と大量の賠償問題を抱えていましたが、一九九〇年の最終規定条約で「賠償問題については全て解決した」と明言しました。ところが、ギリシャの住民がドイツに対する損害賠償を訴え、個人請求権を認める判決が下されたことがありました。それに伴い、ギリシャ

国内のドイツ資産を差し押さえる動きも出てきたため、この件はICJに持ち込まれ、ドイツの勝訴で決着がついています。ICJというのは両国民を納得させる手段としては非常に有効だと思いますね。

橋下 ちなみに日韓請求権協定では、両国に紛争が起きた際は協議による解決を図り、解決しない場合は第三者機関である「仲裁委員会」で判断してもらうことになります。日本は早い段階で仲裁委員会の開催を韓国に持ち掛けましたが、梨のつぶて。残る手段はICJしかなくなつたわけですね。

舛添 しかし、ICJに持ち込むにしても、それには両国の合意が必要になってしまいます。今の文在寅政権の対応を見ていると、到底合意するとも思えません。どうやられて首に縄をつけて引っ張っていくか……。

ダイレクトに喧嘩を吹っかける

橋下 僕の経験上、相手を公の場に引っ張り出すには、こちらから大紛争を仕掛ける必要があります。日本政府が半導体材料の輸出手続きの厳格化をやつたところで、結局、行き着いたところは韓国によるWTOへの提訴でした。これでは鬭うリングが全然違う。韓国と日韓

請求権協定について I C J で闘おうと思つたら、日韓請求権協定に絡めてダイレクトに喧嘩を吹っかけなければなりません。そこで先ほどの日本国内の韓国企業の資産差し押さえが、手段として使えるわけです。そのような措置をとれば向こうも「何してくれとんねん！」となるし、「もうどうしようもないから第三者を入れようか」という雰囲気にもなるんじゃないでしょうか。

舛添 ただ、仮にそうした努力を経て、いざ I C J にこの問題を持ち込めたとしても、最後に韓国が勝訴する可能性もあるのではないかと私はみています。「個人の請求権については消滅していない」という点で、韓国に分があるような気が……橋下さんの考えはどうですか？

橋下 僕も I C J が「個人の請求権は消滅せず残つてゐる」と認めるという予想です。しかしながら、日本の裁判所と同じく「日本側に対しては裁判で実行することは出来ない」という話で終わると思います。先ほど話したアメリカの連邦裁判所の例も、舛添さんが出されたギリシャ住民の例も、最終的に個人の請求は退けられました。僕は日本に有利な判断になると思いますが。

舛添 なるかねえ？

橋下 というのは、ここで韓国の主張を認めてしまつては、例えばサンフランシスコ講和条約などの世界中の

戦争和解条約が、全部吹っ飛んでしまう。世界中で個人の賠償問題が噴きあがつてきて、戦後秩序が崩壊しますよ。I C J は、やはり自国民政府が自国民に補償するという原理原則を徹底し、相手国側への請求は退けると思ひます。

舛添 だから望ましいのは、I C J には「個人の請求権は最低限残つていますね」というだけの判決に留めてもらつて、そこから先は無言になつてもらう（笑）。橋下 ハハハ。そこから先は、各國における任意の和解に委ねるという論ですね。I C J にそこまでの政治的判断が出来ますかね？

舛添 ですから I C J に持ち込むにしても、日本政府は事前にある程度、韓国側と折衝をおこなう必要があるのではないかと思います。

要するに、外務省か官邸かでそういうチームがいるのかも知れないけれど、判決がどうなるかによつてのその後の対応を韓国側と協議しておく。そうしておかないとせつかく判決が出ても、また混乱を招くだけになるのではないしょうか。現在の日本政府は、そういった水面下での外交努力をされても疎かにしている印象なので、不安ではありますけどね。

橋下 例えどですが、いきなり文大統領に提案はでき

ないにせよ、韓国の国会議員たちに「個人の請求権が認められるだけでもそちらにとつては前進だから、ICJに持ち込んだ方がえんちゃんう？」と働きかけて、引っ越し出すということも可能かもしれませんね。

舛添 そう。私は現在の国務総理（首相）の李洛淵を、もう少し上手く使えないかなと思っているのですが……。彼は東亜日報で東京駐在特派員をしていた経歴もあり、日本への理解も深い。そうした知日派議員も含め、日本の政府関係者や国会議員は訪韓を増やして、もう少し働きかけの努力をしたほうがいいですね。

ドイツとフランスのEU設立に倣う

橋下 確かに、ICJで元徴用工個人の請求権だけで

も認められれば、日本の空気もガラッと変わるものだ。今は皆、「韓国がどんでもない要求を吹つかけてきている」と思っている状態なので。元徴用工たちの要求にそれなりに論拠があることが認められれば、日本の政治家や識者たちもこれまでのように「韓国側は不當な要求をしている」と声高に叫ぶようなことはなくなるでしょう。

舛添 橋下さんや私がこの対談でそう主張していくも

「あざけるな、売国奴」と叩かれるだけですが（笑）。実際にICJが個人請求権を認めたことになれば、みんなさすがに「ハーグが言つたんだから、そうななかな」くらいの気持ちにはなると思うんですよ。

橋下 そうやって国民全体で「大前提」の共有が出来たところで、「じゃあ、今後どうしましょうか」と前向きに話を進めていくことはできる。

もちろん、舛添さんと僕でも意見が分かれているように、ICJの判決を巡っても国内でまたいろいろ議論が沸き起つてくると思います。しかし、そのような建設的な議論が沸き起つることで、日韓両政府、日韓両国民の雰囲気が少し変わり、膠着状態にあるこの徴用工問題が少しこれまで前進するのではないかと思います。

舛添 韓国とは引っ越しきれない間柄なのですから、何とかうまくやるしかない。ドイツとフランスがEU設立を通じてわだかまりを解消していくように、本来なら日本も何らかの共同作業ができるべきなのですが。

橋下 今ある条約や諸制度を前提とする官僚的に、事態の打開を期待するのは酷というものの。それは政治家の仕事です。少々無茶なことでも、いつたんは国民から反発を食らうようなことでも、問題解決のために突破していくという日韓の政治を期待しています。